

事例番号:280225

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 29 週 1 日

時刻不明 妊産婦が腹部緊満を主訴に搬送元分娩機関を受診

14:00 胎児心拍数陣痛図で遅発一過性徐脈出現

14:12 超音波断層法で胎盤辺縁に血腫を確認

14:33 常位胎盤早期剥離の疑いで当該分娩機関へ母体搬送

14:50 当該分娩機関到着、入院

4) 分娩経過

妊娠 29 週 1 日

15:30- 胎児心拍数陣痛図で変動一過性徐脈および遅発一過性徐脈を認める

15:41- 超音波断層法で胎盤後血腫を認める

16:46 帝王切開により児娩出、子宮内から多量の出血および凝血塊を認める

胎児付属物所見 血性羊水あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:29 週 1 日

(2) 出生時体重:1337g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.868、PCO₂ 90.2mmHg、PO₂ 6.4mmHg

HCO₃⁻ 15.5mmol/L、BE -21.9mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分3点、生後5分4点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 極低出生体重児、重症新生児仮死、呼吸窮迫症候群

(7) 頭部画像所見:

生後63日 頭部MRIで、低酸素虚血の状態を認めた画像所見に矛盾しない
脳室周囲白質軟化症を認める

6) 診療体制等に関する情報

<搬送元分娩機関>

(1) 診療区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医2名

看護スタッフ:准看護師1名

<当該分娩機関>

(1) 診療区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医1名、小児科医3名、麻酔科医1名

看護スタッフ:助産師1名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症である。

(2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は、妊娠29週1日の14時以前であると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

搬送元分娩機関における妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 29 週 1 日、妊産婦が腹部緊満を訴えて搬送元分娩機関を受診した際に分娩監視装置装着後、リトドリン塩酸塩錠を内服させたことは一般的である。
- (2) 超音波断層法実施、常位胎盤早期剥離の疑いで母体搬送を決定したことは適確である。
- (3) 当該分娩機関における対応(分娩監視装置装着、超音波断層法実施、常位胎盤早期剥離の診断、帝王切開決定から 56 分で児娩出)の医学的妥当性には賛否両論がある。
- (4) 胎盤病理組織学的検査を実施したことは適確である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

ア. 今後は胎児心拍数陣痛図を 5 年間保存しておくことが望まれる。

【解説】本事例は、胎児心拍数陣痛図が保存されていなかった。「保険医療機関及び保険医療養担当規則」では、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び

書類その他の記録をその完結の日から 3 年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあつては、その完結の日から 5 年間とするとされている。胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な資料であるため、診療録と同等に保存することが重要である。

4. 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

(2) 当該分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 常位胎盤早期剥離の疑いで母体搬送されてきた場合の対応の迅速化についての検討が望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。